

# 令和5年度 「徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金」 交付要領

## 【申請受付期間】

令和5年10月2日（月）～令和6年3月19日（火）まで（消印有効）

ただし、予算額に達し次第、受付は終了いたします。

## 【申請書類のダウンロード】

徳島市公式ホームページからダウンロードしてください。

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyo/r5\\_seisansei\\_hoijo.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyo/r5_seisansei_hoijo.html)



## 【提出・問い合わせ先】

徳島市 経済部経済政策課

- 住 所：〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
- 電 話：088-621-5225
- F A X：088-621-5196
- E-mail：keizai\_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp
- 受付時間：8：30～17：00／月～金曜日（祝日を除く）

## 【その他】

- ・市への申請受付期限は**令和6年3月19日（火）**とします。それまでに国に採択された事業を実施し、国からの「交付額確定通知書」（写し）を添付した上で、市へ申請する必要があります。ただし、「交付額確定通知書」の通知日が**令和6年2月29日**までのものを対象とします。
- ・受付期間を過ぎて提出された場合は受理できません。
- ・予算額に達した場合は、受付期間中であっても終了します。

## 1 事業目的

新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加え、インボイス制度等の事業環境の変化もある中、国の生産性革命推進事業（小規模事業者持続化補助金・IT導入補助金に限る）を活用し、地道な販路開拓や設備投資等、前向きな投資を行う中小企業・小規模事業者等に対して、国の補助金に加えて、上乘せ補助を行うことで生産性向上と持続化を図ることを目的とするものです。

## 2 補助対象事業

国の生産性革命推進事業のうち、次の各補助金（以下「国補助金」という。）を採択され、補助金の確定を受けたものを補助対象事業とします。

※ 「交付額確定通知書」の通知日が、令和6年2月29日までのものを対象とします。

	補助金名	補助対象
① <u>小規模事業者持続化補助金</u>	第1回～第7回受付締切分	対象外
	<b>第8回受付締切分以降</b> (第12回以降は、通知日が令和6年2月29日までの「交付額確定通知書」(写し)の提出が可能な場合のみ補助対象とする。)	<b>対象</b>
② <u>IT導入補助金</u>	2021以前の公募分	対象外
	<b>2022・2023</b> (2023は、通知日が令和6年2月29日までの「交付額確定通知書」(写し)の提出が可能な場合のみ補助対象とする。)	<b>対象</b>

国の支援内容については、生産性革命推進事業ポータルサイトを  
ご覧ください。 <https://seisansei.smrj.go.jp/>



## 3 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる条件の全てを満たすものとします。

- ① 補助対象事業を採択され、国補助金の確定を受けていること。  
また、補助対象事業において、国補助金を除き、国、県又は市町村等のその他の補助金等の交付を受けていないこと。
- ② 補助対象事業を実施する者であって、市内に本社、本店又は主たる事業所を有していること。  
※ 個人事業主の場合は、住民票住所ではなく事業所住所が市内にあること。
- ③ 市税に滞納がないこと。（課税が本市以外の場合は、当該課税先の市区町村税に滞納がないこと。）
- ④ 本市の指名停止措置等を受けていないこと。又は、指名停止措置等に相当する行為を行っていないこと。
- ⑤ 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有さず、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

なお、要件を満たしていないにも関わらず、本補助金の交付の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

## 4 補助内容

(1) 補助率  
3分の2

(2) 補助額  
自己負担額（国の補助対象経費－国の補助額）×3分の2 （千円未満切り捨て）

(3) 補助上限額  
①小規模事業者持続化補助金 ②IT導入補助金 とともに、10万円  
※ 同一補助対象事業で複数回の補助金の確定を受けた者も10万円を上限とする。  
※ 両方の補助対象事業で補助金の確定を受けた者は、合算した20万円を上限とする。

(4) 申請受付期間  
令和5年10月2日（月）から令和6年3月19日（火）まで（消印有効）

例：小規模事業者持続化補助金（一般型）＜国の補助対象経費75万円の場合＞

国補助金 50万円	自己負担25万円	
↓ 自己負担額25万円×市補助率2/3=16.6万円（上限10万円）		
国補助金 50万円	市補助金 10万円	自己負担 15万円

## 5 提出書類

下記①～⑦の提出書類を作成し、本要領表紙の提出先に提出してください。

なお、申請の受付は先着順（郵送の場合は申請書が市に到達した日）です。受付を行った補助総額が予算の範囲を越えたときは、受付を終了いたしますので予めご了承ください。

- ① 徳島市中小企業生産性向上支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 国補助金の交付額確定通知書の写し
- ③ 国補助金の交付額確定の基礎となる経費及び事業内容が把握できる書類の写し

※ 対象事業に応じて、次の書類を添付してください。

【小規模事業者持続化補助金】

- ・補助事業実績報告書（様式第8）
- ・支出内訳書（様式第8・別紙3）
- ・収益納付に係る報告書（該当者のみ、様式第8・別紙4）
- ・その他補助事業実績報告書に添付した書類一式（賃金引上げ枠に係る実施報告書等）

【IT導入補助金】

- ・電子申請システムの「実績報告情報詳細」の画面イメージをプリントアウトしたもの

- ④ 誓約書（別記様式第2号）

- ⑤ 市税の納付状況の確認に関する同意書（別記様式第3号）
  - ※ 市内に事業所を有する個人事業主であって、市外に住民登録を有している場合は、住民登録を有している市区町村税に滞納がないことを証する書類の添付が必要
- ⑥ 国補助金申請後に所在地等の変更があった場合、その変更内容が分かる書類
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

## 6 その他

提出された申請書類等の機密保持については、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。

## 7 事業（手続き）の流れ

補助金の申請から事業完了までの流れは、次の図のとおりです。

